

図1：モデル1

牛への感染

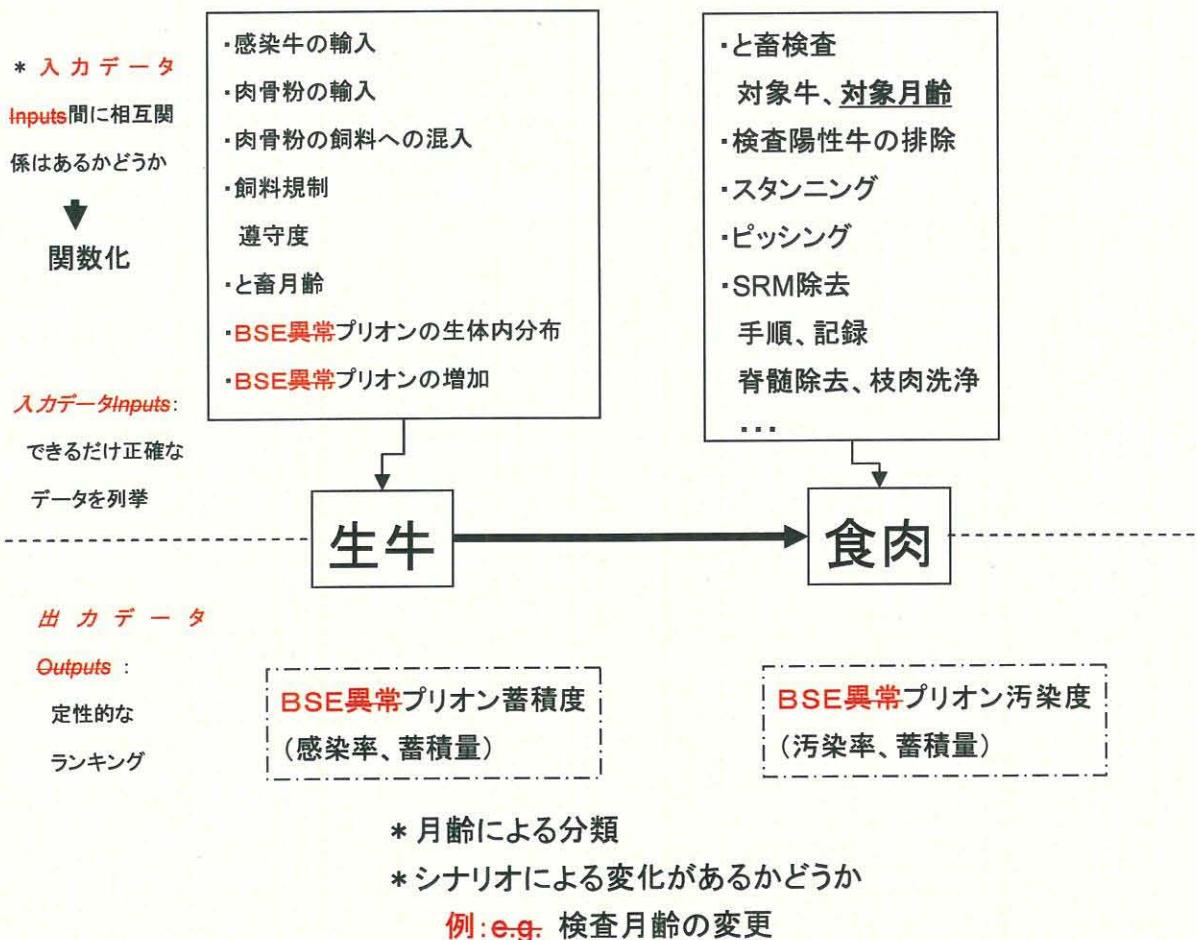


3. 質問項目に関する評価と見解

3. 1、定性的リスク評価

3. 1. 1 定性的リスク評価の考え方

(参考2) 山本委員から提出して頂いた定性的リスク評価の考え方



~~①飼料規制、②BSE 検査、③解体法の改善、④ SRM 除去などリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定する。~~

3. 1. 2 主な論点

①飼料規制の実効性

- ・国内の飼料に関しては化製場のライン分離、飼料工場の分離、あるいは製造工程のライン分離が進んでおり、リスク回避の効果はある一定程度評価できる。しかし、配合飼料の中への動物性蛋白の混入を否定する制度はない。また、国内の配合飼料工場の検査も行っていない。2001年の規制以前に生産された汚染飼料がなくなる見通しに関しては、化製場での回転が2,3日、製造工程での回転が1ヶ月、農家での滞留が3ヶ月くらいであることを勘案すると、6ヶ月以上かかる可能危険性を考える必要がある。しかし、今回月齢線引きの対象となる20ヶ月齢以下の牛が生まれたのは2003年6月以降になるためなので、規制以前の飼料が与えられた可能性は低いと推測される。
- ・肉骨粉は2002年以後は原則輸入禁止になっている。しかし、配合飼料の輸入内訳は農林水産省では把握できており、通関統計からの推定に依存している。現実には配合飼料の原料の90%は輸入に依存している。国際的なBSE汚染の実態は不明であり、肉骨粉の混入した飼料の輸入を防止しうるか否かに関しては、予断を許すことは出来ない。
- ・他方、国内で生産された飼料に関しては、限られた数ではあるが飼料中の肉骨粉混入検査がなされており、その結果は陰性であった。農林水産省は、この飼料検査所による立ち入り検査で肉骨粉が検出された例はこれまでにないので、飼料の監視はある程度できていると考えている。しかし、検査には技術的限界があるため遵守に重点を置いており、業者の届け出をチェックすることにしている。また輸入業者の届け出義務に、原料の届け出義務を追加する措置はこれから実施することになっている。
- ・トレーサビリティ制度については2003年12月に生産段階で義務づけられ、2004年12月から流通段階でも義務づけられた。生産段階の実効性に関しては、BSE同居牛の検出などに効力を發揮している。流通段階の実効性についての検証はこれからの課題である。

②BSE 検査

- ・リスク牛の検査は2004年4月から24ヶ月令以上のすべての牛を対象として完全実施された。

しかし、汚染実態の把握までには時間がかかる。

・若齢牛での陽性例については、BSE 検査での全陽性頭数が少ないため、現時点で傾向を読むことは難しいが、と畜場検査で 11 例中 2 例の陽性率は無視できない。BSE プリオンの体内分布は均一ではないため、高濃度に BSE プリオンが含まれている組織が飼料に混入すれば、若齢牛での陽性例は起こりうる。

・検査法の感度の増加による若齢陽性牛の摘発の可能性については国内で開発研究が進展している。また国外では Proteinase K 感受性 PrPSc 検出システム (CDI、異常プリオン蛋白特異的モノクローナル抗体による検査法) も開発されており、今後も若齢陽性牛の摘発される可能性が考えられる。

③SRM 除去

SRM 除去の遵守状況に関して、厚生労働省は全国的アンケート調査を 1 回行っている。その結果、**標準的な作業手順 (SOP)** の作成、遵守については、ほぼ 9 割のと畜場で行われており、リスク回避についてはある程度有効と考えられる。

厚生労働省の今後の方針によると、**標準的な作業手順 (SOP)** 及び確認法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前の脊髄除去の有無、SRM の焼却方法、背割り後の脊髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的調査を行い、その結果を公表し、これまで不定期検査であったのを年 2 回の定期検査とするとなっている。しかし、確実な SRM 除去が担保されるのは 1-2 年後と思われる。

④ピッキング

ピッキングは現在 70-70% の屠畜場で行われが実施している (屠畜数で推定 80%)。厚生労働省では具体的目標を作るための根拠がまだそろえ切れていないため、ピッキング中止の達成目標は示されていない。海外の専門家からは、この面での対策の遅れが強く指摘されている。従って、ピッキングによる混入汚染の回避効果はほとんど評価出来ない。